

# 茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合

310-0853

水戸市平須町1-93

Tel 029-305-3075

Fax 029-305-3317

mail iba-kou@mito.ne.jp

## 第2回総括安全衛生委員会 (2/24) 報告

2014年度第2回総括安全衛生委員会が、2月24日(火)に開催された。事務局の保健体育課から、①公務災害について、②健康審査会の状況について、③療休・死亡状況について、④職場復帰トレーニングの実施状況について、⑤審議結果報告書について、⑥労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度について、等の報告があり、その後協議・意見交換を行なった。以下はその概要である。

### 審議結果報告書から ～「職員室がない」～

勝田特別支援学校から出された審議結果報告書は、勝田特別支援学校の過密過大解消の対策として常陸太田特別支援学校が新設されて、まず初めに小学部が来年度から分離されることになっているが、現在の勝田特別支援学校には全教職員が仕事のできる職員室がないという問題である。

子どもの数が増加する中で、普通教室への転用が進み、特別教室だけではなく

職員室もなくなった。現在、教員156名のうちで、職員室に机のある教員は管理職も含め15名でしかない。

全員が集まれる職員室がないことで、コミュニケーションが乏しくなって人間関係が取りにくく、空き時間にいる場所がなくて気分を休めることも難しくなっている。

審議結果報告書では、コピー機や電話があり、休憩ができて事務処理もできる職員室、職員同士の顔が見えコミュニケーションが取れる職員室を作ることが労働

安全衛生法上からも緊急の課題であることが報告された。

参加した高校関係の委員は、「職員室がないことが信じられない」という者が多かったが、特別支援学校の委員からは、勝田特別支援ほどひどくはないが、子どもが増える中で教員が増加して、職員室が休憩を取りながら仕事のできる空間でなくなっている特別支援学校の現状などが出された。衛生管理医の委員からは「女工哀史の世界ですね」という感想が出された。

審議結果報告書では、15年度に小学部が分離し、16年度に中学部・高等部が分離されて、不足教室対策としての現在あるプレハブ校舎が撤去されると特別教室・職員室などの整備ができない状況が報告されている。勝田特別支援学校の委員からはプレハブ校舎の存続の必要性が語ら

れた。保健体育課からは、プレハブ校舎の存続については現在特別教育支援課と財務課の方で検討中という報告があった。

### 超過勤務解消をどう進めるかを議論

昨年度よりも数は減っているものの、療休者や3ヶ月以上の要休業者の内で、精神疾患を理由にした教職員の比率は依然として高い。昨年10月に実施した勤務実態調査も資料として出され、勤務実態調査のあり方などについても意見が出た。

80時間を超える超過勤務の教員数が高校に比べ特別支援学校は少ない。委員からは、「特別支援学校は女性が多く、一人ひとりにパソコンがなくて仕事ができる場所も少ないことなどを考えると持ち帰り仕事が多いのではないかと。勤務時間の調査には持ち帰りの仕事時間などの記録も必要だ」という意見が出された。また、管理職の委員からは「職場での調査結果を全教員に配布して、仕事をどうす



れば減らせるか等の話し合いもした」という報告もあった。各学校では、各学校の調査結果を全教員に配布して、超過勤務解消のために衛生委員会での具体的な検討がなされなければならない。

特別支援学校の委員からは、新採教員の県提出レポートの作成に校長への起案が義務づけられていて、レポートの作成に時間厳守と内容の点検が入ることでストレスをため込む教員が多いことが報告された。また、特別支援学校で行われている「個別の指導計画」には管理職も含めて複数の点検チェックが入り、学校によっては中身のチェックだけでなく、「ぞうきんの表記を漢字、ひらがなどちらにするか」「点とコンマどちらにするか」など過重な仕事とストレスを増やすだけの点検になっているなど現状の問題点が報告された。

パワハラが教員の個人的資質だけでなく、職場の実態などが原因で引き起こされることが多いことを考えれば、特定の教員に点検やチェックが集中する職場のシステムを見直すことが重要である。また、総括安全衛生委員会に報告された「ストレス簡易調査表」に、職場のどのような仕事や仕事のやり方にストレスを感じるかなどを調査する項目を作ってもよいのではといった意見が出された。

超過勤務解消は単に時間だけの問題で

はなく、超過勤務の中身の問題も取り上げられなければならない。また、何よりも勤務実態調査は「超過勤務解消を目的にした調査である」ことを全教職員の共通認識にして、積極的に取り組むことを総括衛生委員会では確認した。

## 公務災害関係様式の教育情報ネットワーク掲載について

事務局から公務災害関係の様式が教育情報ネットワークに掲載されていることが報告された。ログインは以下の通り。

[教育情報ネットワークにログイン](#)

←[文書共有](#)・[福利厚生課](#)→

- 1、公務災害関係資料
- 2、公務災害関係様式（認定請求編）
- 3、公務災害関係様式（補償請求編）

公務災害請求は労働者本人の権利であり、管理職が「公務災害にならないだろう」「請求は認めない」等と言うことは絶対に許されることではない。

総括安全衛生委員会には生徒からの暴力でケガをして公務災害の申請をしたなどの事例が毎回報告されている。公務災害の原因は単純なものでない場合が多い。

公務災害があったら原因は問わず、まずは後遺障害等の問題も考え、様式に則つての請求が出発点だ

## 4月から私たちの賃金はどうなるのか

### (1)4月以降の給与は地域手当1%分増額される

昨年8月の人事院勧告、10月の人事委員会勧告、14年秋の地公労交渉を受けて茨城県でも15年4月から国準拠の「給与制度の総合的見直し」を実施することになった。結果、4月の給与月額が平均2%（高齢層は4%）減額される。しかし、地公労交渉では、平均2%の給与減額に対して2018年3月までは現給保障することを妥結しているため、15年4月以降の給与は当面2015年3月の給与月額が支給される。

また、地公労交渉では、4月から地域手当が全県一律で3%から4%支給にすることが決まった。40万円の人なら地域手当は4000円増額される。結果的に、多くの教職員の4月以降の給与は15年3月よりも地域手当1%分増額されることになる。また、地公労交渉では4月から初任給基準改定2号アップが決定し、2006年4月以降の採用者は在職者調整で2号アップされる。初任給基準改定の対象となる若年層の職員はその分の給与が増加する。

ただし、2014年段階で現給保障の対象となっていた50代の教員は、差額相当額の削減が昨年度より大きくなるため、地

域手当1%増額と相殺され削減は緩和されるが、給与総額は減額になる。なお、減額は経験年数によって個人差がある。

### (2) ボーナスが年間0.15月分増額

6月と12月のボーナスが0.15月分増額されて、年間4.10月分の支給となる。6月が1.975月分、12月は2.125月分の支給となる。なお、再任用教職員のボーナスは6月は1.00月分、12月が1.15月分で、年間2.15月分の支給となる。

### (3) 給料の調整額及び特殊勤務手当の見直し

茨城県では昨年10月から、特別支援学校の教員に支給されている給料の調整額が1.25%から1.00%に減額され、以下の教員特殊業務手当が増額されている。

非常災害等（6400円→8000円）、児童等の緊急・補導等（6000円→7500円）、修学旅行等（3400円→4250円）、対外運動競技（3400円→4250円）、部活動指導等（2400円→3000円）

2015年4月から、特殊勤務手当の中で定時制通信教育手当が8%から5%に、産業

教育手当が8%から5%に減額される。

### (4) 公務員賃金削減は社会的にも大きな問題

公務員の人員削減や給与の抑制が国の政策として進められている中では、引き続き公務員攻撃に旺盛に反撃していく必要がある。今年の春闘では昨年以上の賃上げの予想が出されているが、民間の賃上げを人事院や人事委員会の勧告に正確に反映させ、公務員の賃上げを勝ち取っていく必要がある。そういう意味では、地方公務員である私たち教職員も民間賃金の動向、春闘の結果に注目していく必要がある。

今年2月に茨城労連が取り組んだ茨城総行動では、茨城県経営者協会との懇談で、経営者協会の事務局長が「安倍政権は民間に賃上げを要請しておきながら、国家公務員の給与を減額しているのは矛盾している」と発言している。また、地方公務員の給与が民間の中小企業の賃金にも大きな影響を及ぼしていることを考えれば、地域経済の活性化のためにも地方公務員の賃上げは積極的に進められなければならない。市町村役場の労働組合である茨城自治労連書記長の話では、「地方公務員の給与が上がらない中で、地域によっては採用試験に受験者が集まらない状況が生まれている」ということだ。

公務員・民間を問わず賃金が上がらず、格差が拡大する等問題点は複雑になっている。生計費原則に則した賃上げが保障されなければ、社会や経済は停滞し活力を失う。賃上げには労働組合の力が何よりも求められている。公務員攻撃の仕組みと問題点を明らかにして教職員の賃上げを実現するために、ぜひ多くの教職員に組合に入ってもらいたい。



憲法フェスティバル  
We love Peace  
世界をつなげ9条の輪

日時 5月3日（日）  
場所 水戸はなみずき広場  
講演 高遠菜穂子  
「イラクから見た日本」

～暴力の連鎖の中で考える平和憲法～

9条の会、反原発などのテント企画、高校生ジャズバンドなどのステージ発表、模擬店・フリーマーケットなど多彩な内容となっています。団体、個人の賛同金にも積極的にご協力を。